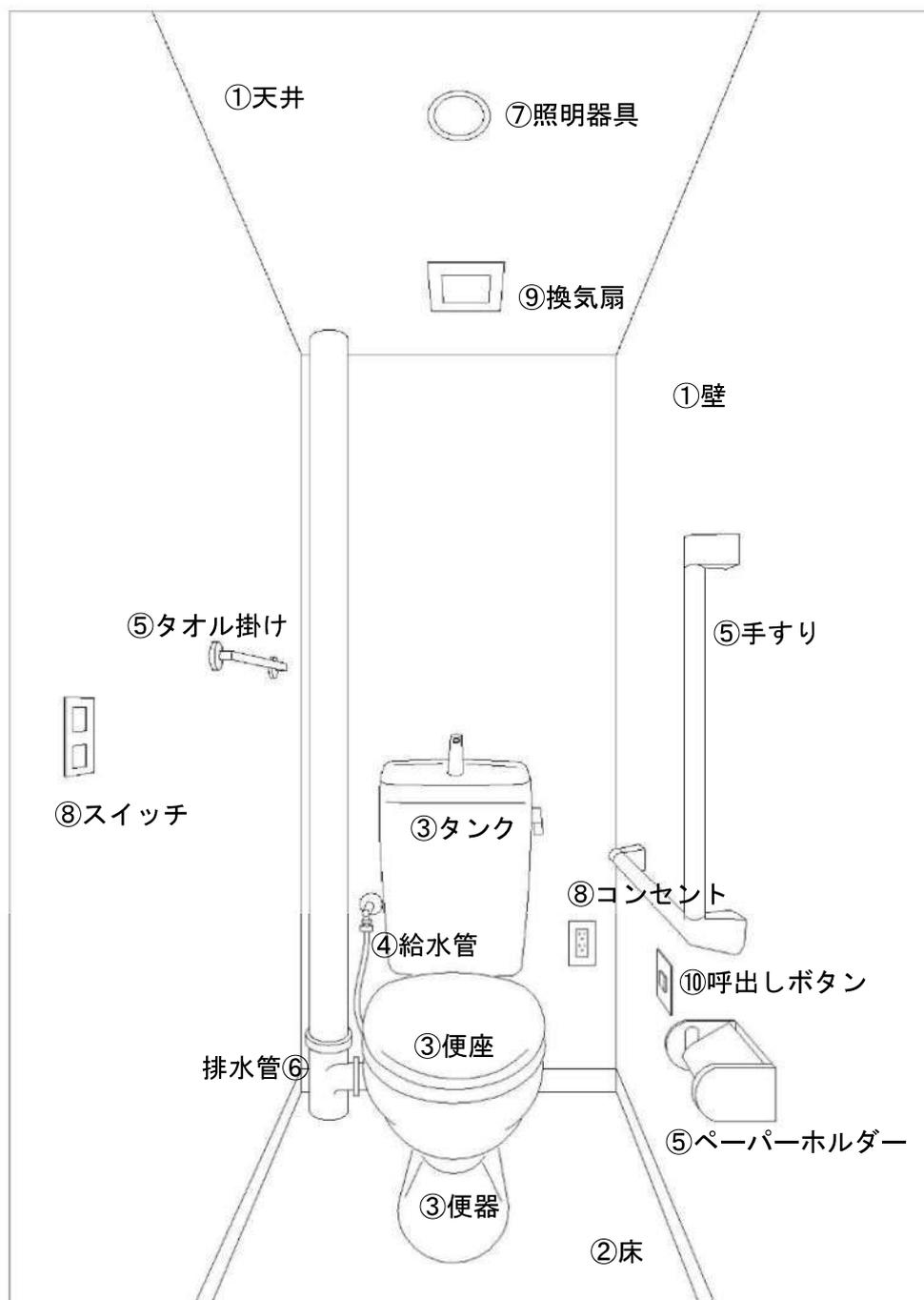


(5) トイレ



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：便器の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器や便器の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地	○	○	
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
便器	③便器、タンク、便座 ④給水管 ⑤ペーパーホルダー、タオル掛け、手すり ⑥排水管	○ ○ ○	○	
電気	⑦照明器具(県が取付けたもの) ⑦電球、蛍光管、グローランプ ⑧スイッチ、コンセント ⑨換気扇 ⑨換気扇フィルター ⑩呼び出しボタン ※住戸により設置状況が異なります	○ ○ ○ ○ ○	○ ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。